

京都府情報公開・個人情報保護審議会（第1部会）議事要旨

1 日時

令和3年7月29日(木) 午前9時30分から午前11時まで

2 場所

京都府職員福利厚生センター 3階 第2・第3会議室

3 出席者

【委員】

山本 克己 部会長
野崎 治子 委員
原田 大樹 委員
宮本 恵伸 委員
山舗 恵子 委員

4 議題

- (1) 警察署における対応事案（公文書公開請求①）
- (2) 警察署における対応事案（公文書公開請求②）
- (3) 警察署における対応事案（公文書公開請求③）
- (4) 警察署における対応事案（個人情報利用停止請求）
- (5) パーム油発電所建設協議関係書類事案①

5 議事概要

- (1) 警察署における対応事案（公文書公開請求①②③）及び警察署における対応事案（個人情報利用停止請求）

ア 事案の概要

- (ア) 警察署における対応事案（公文書公開請求①）

平成〇年〇月〇日、京都市左京区のホテルに京都府警察〇〇警察署の署員が臨場し、受領した、遺失物法上の物件（CCD カメラ）について、その受領から所有者に返還されるまでの、一切の手續に関する文書に係る公文書公開請求に対し、対象となる公文書を保有していないとして非公開決定（不存在等）処分を行ったことについて、処分の取消しを求める審査請求があったもの

- (イ) 警察署における対応事案（公文書公開請求②）

平成〇年〇月〇日、京都市左京区のホテルの関係者が京都府警察〇〇警察署員に提出したカメラが所有者に返還されるまでの、受領から返還までに作成された一切の文書に係る公文書公開請求に対し、請求にかかる公文書の存否を答えること自体が、京都府情報公開条例第6条第1号に規定する個人に関する情報を、また、これが犯罪に関する取扱であるときは、同条第7号の規定する公共の安全等

に関する情報を公開することになるとして非公開決定（公開請求拒否）処分を行ったことについて、処分の取消しを求める審査請求があったもの

(ウ) 警察署における対応事案（公文書公開請求③）

平成〇年〇月〇日深夜から同〇日未明にかけて京都府警察〇〇警察署員が管轄区域外である〇〇において職権を行使したことについて、事前事後を問わず、その職権行使を決裁又は許可等したこと及びその理由ほか内容がわかる文書等に係る公文書公開請求に対し、請求にかかる公文書の存否を答えること自体が、京都府情報公開条例第6条第1号に規定する個人に関する情報を、また、これが犯罪に関する取扱であるときは、同条第7号の規定する公共の安全等に関する情報を公開することになるとして非公開決定（公開請求拒否）処分を行ったことについて、処分の取消しを求める審査請求があったもの

(エ) 警察署における対応事案（個人情報利用停止請求）

平成〇年〇月〇日に〇〇警察署が取得した請求人の指掌紋記録ほか鑑識資料にある請求人に関する一切の情報及び提供済みで京都府警察以外が保有する当該情報に係る個人情報利用停止請求に対し、当該個人情報は、通常、検挙された被疑者について作成する書類等であることから「司法警察職員が行う処分」に該当し、京都府個人情報保護条例第31条第2項第1号の規定により利用停止請求の適用が除外となるとして個人情報利用不停止決定（不存在等）処分を行ったことについて、処分の取消しを求める審査請求があったもの

イ 審議結果

審査請求人が同一であり、当面は、4件を一括審議することとし、審査庁の説明の聴取・質疑及び意見交換を行い、次回は、審査請求人の意向確認の上、口頭意見陳述を行うこととした。

(2) パーム油発電所建設協議関係書類事案①

ア 事案の概要

「〇〇パーム油発電所事業に係る〇〇、〇〇株式会社との全ての協議内容の議事録およびその時に使用した資料等（決裁書面含む）。」を内容とする文書についての公文書公開請求に対し、実施機関が公文書部分公開決定処分としたことについて、非公開箇所の一部については非公開とする理由はなく、公開すべきであるとして、審査請求がなされたもの

イ 審議結果

前回審議での質疑応答と審議内容を踏まえ、公開・非公開の判断を確認し、次回、答申案の検討を行うこととした。

(3) その他

次回以降の部会の日程調整を行った。